

通所リハビリテーション料金表

社会福祉法人 正和会 指定通所リハビリテーションやすらぎの杜

<H29年4月1日改定>

要介護 1～5

大規模事業所Ⅱ 利用時間10:00～16:30(6時間以上8時間未満)

基本料金 介護サービス費 日額

要介護状態区分	1割	2割	10割
要介護 1	697円	1,394円	6,970円
要介護 2	839円	1,678円	8,390円
要介護 3	982円	1,964円	9,820円
要介護 4	1,124円	2,248円	11,240円
要介護 5	1,266円	2,532円	12,660円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	18円	36円	180円

※サービス提供体制加算は区分支給限度基準額に含まれない加算となります。

1時間以上2時間未満	要介護状態区分	1割	2割	10割
	要介護 1	316円	632円	3,160円
	要介護 2	346円	692円	3,460円
	要介護 3	373円	746円	3,730円
	要介護 4	402円	804円	4,020円
	要介護 5	430円	860円	4,300円
	療法士等体制加算	30円	60円	300円
個別リハビリテーション加算	80円	160円	800円	

月額	1割	2割	10割	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	230円	460円	2,300円	通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しをしていること。リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点・介護の工夫などの情報を介護支援専門員を通じて指定訪問介護の事業所その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者に伝達していること。事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定通所リハビリテーションを開始した日から起算して1月以内に、利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査などをおこなっていること。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ (6ヶ月以内)	1,020円	2,040円	10,200円	リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービスに位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他の関係者と共有し当該リハビリテーション介護の内容を記録すること。通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得ること。通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月の1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ (6ヶ月超)	700円	1,400円	7,000円	

その他加算 日額	1割	2割	10割	
入浴加算	50円	100円	500円	一般浴槽・特別浴槽を利用した場合加算されます。
短期集中個別リハビリテーション加算	110円	220円	1,100円	リハビリテーションマネジメント加算を算定し、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、概ね週2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリテーションを実施
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円	480円	2,400円	リハビリテーションマネジメント加算を算定し、認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその病院又は施設等から退院(所)又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	1,920円	3,840円	19,200円	(Ⅰ)…1週に2日を限度とする。リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定していること。(Ⅱ)…1月に4回以上のリハビリテーションを実施、実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。リハビリテーションマネジメント加算Ⅱを算定していること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3ヶ月以内)	2,000円	4,000円	20,000円	生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士を配置すること。目標及びリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成すること。当該リハビリテーションの終了前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(3ヶ月超)	1,000円	2,000円	10,000円	
重度療養管理加算	100円	200円	1,000円	所要時間1時間以上2時間未満の利用者以外の者であり、要介護3、要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	20円	40円	2,000円	提供時間帯を通じて看護職員を1人以上は位置し、看護職員又は介護職員を指定基準+常勤換算で1人以上確保していること。また、要介護3以上に該当する利用者が一定割合以上であること。
若年性認知症受入加算	60円	120円	600円	
栄養改善加算	150円	300円	1,500円	
社会参加支援加算	12円	24円	120円	
送迎を行わない場合(片道)	-47円	-94円	-470円	利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施しない場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数に対して4.7%加算			

(利用日額料)	食費	600円	内訳：昼食558円・間食42円
	日用品費	50円	石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュ、トイレトペーパー等の日用品費
	その他	500円	通常地域(宇和島市)以外に送迎した場合(片道)

*行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

*紙おむつは、ご自宅より持参願いますが、施設の紙おむつを利用された場合は別途料金が必要となります。

通所リハビリテーション料金表

社会福祉法人 正和会 指定通所リハビリテーションやすらぎの杜

<H29年4月1日改定>

要支援1・2

利用時間 10:00~16:30

基本料金 介護サービス費 月定額

要介護状態区分	1割	2割	10割	
要支援 1	1,812円	3,624円	18,120円	
要支援 2	3,715円	7,430円	37,150円	
サービス提供体制強化加算 I	72円	144円	720円	要支援 1
	144円	288円	1,440円	要支援 2

※サービス提供体制加算は区分支給限度基準額に含まれない加算となります。

その他加算 月定額

要介護状態区分	1割	2割	10割	
運動器機能向上加算	225円	450円	2,250円	運動器機能向上計画を作成し、個別にリハビリを実施した場合加算されます。
若年性認知症受入加算	240円	480円	2,400円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位数に対して4.7%加算		

利用料 (日額)

食費	600円	内訳:昼食558円・間食42円
日用品費	50円	石鹸、シャンプー、タオル、ティッシュ、トイレトペーパー等の日用品費
その他	500円	通常地域(宇和島市)以外に送迎した場合(片道)

*行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

*紙おむつは、ご自宅より持参願いますが、施設の紙おむつを利用された場合は別途料金が必要となります。